14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。

一　中型車（８ｔ）限定中型免許（ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許を除く。以下この号において同じ。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。次号において同じ。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許のいずれかを受けている者（中型車（８ｔ）限定中型免許を受け、かつ、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許を受けている者及び中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（ＡＴ大型免許を除く。次号において同じ。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。

二　普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。以下この号において同じ。）又は準中型免許に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。

三　［略］

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第四条　道路交通法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第三号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第一号に定める成績とする。	（大型免許等に係る受験資格の特例） **第二十一条の三**　令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第三号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号又は第二号に定める成績とする。